

各国における国民の司法参加のための資格要件等

国名	資格要件		資格が欠けるとされる者
	市民権	年齢	
アメリカ (連邦)	合衆国市民 1年以上当該管轄区に居住	18歳以上	過去に重罪で有罪判決を受け、市民権を回復していない者 英語の会話能力に欠ける者 陪審の職務を十分に行えないような精神的、肉体的欠陥がある者
イギリス	選挙人登録(国政選挙又は 地方選挙) 13歳以降最低5年以上の英国居住	18歳以上70歳未満	無期又は5年以上の拘禁刑に処された者 過去10年に5年以下の拘禁刑に処された者 過去10年内にコミュニティー・サービスの命令を受けた者 過去5年内にプロベーションに付された者 精神的疾患により恒常的に医師の治療を受けている者
ドイツ	ドイツ国民 推薦名簿作成の当時その市 町村に居住して1年以上の者	25歳以上70歳未満 職務期間開始までに 70歳に達する者	6月以上の自由刑の判決を受けた者(故意犯のみ) 裁判により公務就任資格を失った者 公職就任資格の喪失をもたらす犯罪のため捜査手続に係属している者 精神的又は肉体的障害のために職務に不適任の者
フランス	フランス国民 公民権、私権及び親族法上の 権利を有する者 当該重罪院の管轄地域内に 住居または主たる居所を有する者	23歳以上	重罪の訴追を受けている者、勾留状もしくは収監状の執行を受けている者 公務員を罷免された者 裁判で職務の執行を禁止された者 フランス語の読み書きができない者
検察 審査会	衆議院議員の選挙権を有する者	20歳以上	1年の懲役又は禁錮に処せられた者 破産者で復権していない者 小学校を卒業しない者(小学校卒業と同等以上の学識を有する者を除く)

当然に免除される者	裁量によって免除される者
公務員 議員 司法官 消防職員、警察職員 軍人 各連邦地方裁判所が定める一定の職業に就いている者	陪審の職務により過度の負担又は著しい不便が訪れることを証明した者
国会議員、欧州議会議員 裁判官(元裁判官を含む) 法律家ないし法律職にある者(過去10年間にこの職にあったものを含む) 警察職にある者 軍人 医師、歯科医師、看護師、薬剤師、僧職者 65歳以上の者 2年以内に陪審員として従事していた者 陪審の職務が宗教上の信条に反する者	出頭を免除すべき相当の理由のある者
連邦政府又は州政府の構成員 連邦大統領 連邦議会・欧州議会、州議会議員 裁判官、検察官吏、弁護士、公証人 警察執行官吏、刑罰執行官吏、保護観察官、保護司 医師、歯科医師、看護師、助産婦、他に薬剤師を雇っていない薬局に勤務する薬剤師 聖職者 65歳以上の者 前期間に参審員の義務を果たした者	家族の世話が著しく困難なることを証明する者 経済的基盤を危険にさらすために特に過酷であることを証明する者
内閣、議会、憲法院等の構成員等 司法官(裁判官、検察官) 警察・行刑施設の公務員 軍人 70歳以上の者 過去5年以内に参審員の職務を現実に務めたことがある者 当該県内に主たる居所を持たない者	その他、正当な理由がある者
皇族 国務大臣 裁判官、検察官、裁判所職員、検察庁職員 会計検査院検査官 法務省の官吏 警察職員 自衛官 監獄官吏 通言・鉄道従事者、船員 地方の長 弁護士、弁理士 公証人、司法書士 60歳以上の者 在職の官吏、公吏 教員 議員(会期中のみ)	重い疾病等その他やむを得ない事由があって承認を得た者